

2008 6/1 (木)

京都

兵庫県芦屋市の市税を滞納している同市内の男性が、大手消費者金融プロミス（東京都千代田区）に法定金利を超える利息で返済した「過払い」をめぐり、市が滞納者に代わって同社に返還を求めた。

訴訟の判決が10日、西宮簡裁であった。西田文則裁判官は市のが主張を全面的に認め、約31万円を市に支払うよう同社に命じた。

多量債務問題に詳しい瀧康

滞納税徵収過払い金で 簡裁命令 芦屋市に31万円返還

プロミスに
簡裁命令

過払い金からの徵稅は滞納税など約70万円を滞納した男性の支払い能力を調査する過程で、男性がプロミスに約31万円の過払いをしていたことを確認。同社に対して男性が持つ「不当利得返還請求権」を差し押さえ、提訴した。

裁判でプロミス側は、過払

おり、判断が注目されてい

た。プロミス広報部は「判決

について「金利の上限（年15

～20%）を超えて、借り主

が任意に支払う場合は有効と

される」と主張。判決は「利

てている。（山田佳奈）

過払い金からの徵稅は滞納税など約70万円を滞納した男性の支払い能力を調査する過程で、男性がプロミスに約31万円の過払いをしていたことを確認。同社に対して男性が持つ「不当利得返還請求権」を差し押さえ、提訴した。

裁判でプロミス側は、過払

り、判断が注目されてい

た。プロミス広報部は「判決

について「金利の上限（年15

～20%）を超えて、借り主

が任意に支払う場合は有効と

される」と主張。判決は「利

てている。（山田佳奈）